

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年10月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2400131 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2400034 号

第 1 結論

昭和 58 年 12 月 31 日から昭和 60 年 8 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 61 年 7 月 1 日から昭和 63 年 7 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 63 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 60 年 7 月 25 日から昭和 63 年 8 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の B 社 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月 31 日から昭和 60 年 8 月 1 日まで
② 昭和 61 年 7 月 1 日から昭和 63 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 7 月 25 日から昭和 63 年 8 月 1 日まで

私の夫 (訂正請求記録の対象者) が請求期間①及び②において働いていた A 社並びに請求期間③において働いていた B 社における厚生年金保険の被保険者記録がないが、給料明細から厚生年金保険料が天引きされていた記憶がある。請求期間が認められれば遺族基礎年金の受給に必要な期間を満たすので、資料等はないが、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、訂正請求記録の対象者の雇用保険被保険者記録によると、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 59 年 1 月 16 日までの期間は、A 社に係る当該記録が確認できる。

また、A 社に係る商業登記簿謄本によると、訂正請求記録の対象者は、昭和 56 年 5 月 31 日から平成元年 5 月 31 日までの期間は同社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) 及びオンライン記録によると、同社は昭和 57 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所 (以

下「適用事業所」という。)となったが、昭和58年12月31日には適用事業所ではなくなっており、請求期間①において、同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社の請求期間①当時の事業主は、既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できる資料を得ることができない。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、訂正請求記録の対象者と同時期に取締役就任した者(以下「元取締役」という。)は、訂正請求記録の対象者に係る関連資料はなく、退職時期は不明である旨回答しているほか、請求者も訂正請求記録の対象者の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間①における勤務実態等について確認することができない。

- 2 請求期間②のうち、昭和61年7月1日から昭和63年7月1日までの期間について、被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和60年8月1日に再び適用事業所となったが、昭和61年7月1日には適用事業所ではなくなっており、昭和61年7月1日から昭和63年7月1日までの期間において、同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、請求期間②のうち、昭和63年7月1日から同年8月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社は、同年7月1日に三度、適用事業所となったが、平成21年3月30日には適用事業所ではなくなっており、同社に係るオンライン記録に訂正請求記録の対象者の氏名はなく、被保険者整理番号に欠番もないことから、訂正請求記録の対象者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

さらに、前記1で述べたA社の事業主は、既に死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できる資料を得ることができない。

加えて、A社が平成21年3月30日に適用事業所ではなくなった際の事業主(元取締役と同一人)は、訂正請求記録の対象者に係る関連資料はなく、退職時期は不明である旨回答しているほか、請求者も訂正請求記録の対象者の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間②における勤務実態等について確認することができない。

- 3 請求期間③について、B社に係る商業登記簿謄本によると、訂正請求記録の対象者は、昭和60年7月25日から平成元年7月5日までの期間は同社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、C社(請求期間当時は、B社)は、2019(平成31)年3月に当時の本社(D市)が火災により全焼し、書類が全て焼失したため、正確な回答ができない旨回答しており、請求者も訂正請求記録の対象者の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B社は、昭和63年7月1日に適用事業所となっており、請求期間③のうち、昭和60年7月25日から昭和63年7月1日までの期間において、同社が適用事業所であった記録はない。

さらに、B社に係るオンライン記録に訂正請求記録の対象者の氏名はなく、被保険者整理番号に欠番もないことから、訂正請求記録の対象者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

- 4 このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間①、②及び③において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはでき

